

・解説の法令は平成30年度第2回（平成31年3月3日）実施日の内容となっています。

解答&ポイント解説

平成30年度第2回運行管理者試験問題（貨物）

問題	解答	ポイント解説
問1	3	1. 運送事業法第6条（許可の基準）第1項①。 2. 運送事業法第11条（運賃及び料金等の掲示）第1項。 3. 運送約款を定め、又はこれを変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。運送事業法第10条（運送約款）第1項。 4. 運送事業法第16条（安全管理規程等）第1項。
問2	A-1 : B-1 C-2 : D-1	運送事業法第17条（輸送の安全）第1項・第2項・第3項。
問3	2, 4	1. 緊急を要する事項に限らず、事業用自動車の運行の安全の確保に関し必要な事項について助言を行うことができる。安全規則第20条（運行管理者の業務）第3項。 2. 従業員に対する指導及び監督には、事業者への点呼の報告の徹底が含まれる。安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項⑭。 3. 補助者を選任するのは、貨物自動車運送事業者の業務である。安全規則第18条（運行管理者等の選任）第3項。 4. 安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項⑭の2。
問4	2, 3	1. 乗務前の点呼においては、定期点検の実施又はその確認についての報告・確認は必要ない。安全規則第7条（点呼等）第1項③。 2. 安全規則第7条（点呼等）第2項。 3. 安全規則第7条（点呼等）第3項。 4. 目視等のみの確認で終わらず、必ず運転者の所属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて確認しなければならない。安全規則第7条（点呼等）第4項。
問5	2, 3	1. 畑に転落しているが、落差が0.3mであるため、報告を要しない。事故報告規則第2条（事故の定義）第1項第1号（転落事故）。 2. 事故報告規則第2条（事故の定義）第1項第9号（疾病事故）。 3. 自動車の装置（燃料装置）の故障による運行不能事故に該当するため報告が必要となる。事故報告規則第2条（事故の定義）第1項第11号（運行不能事故）。 4. 通院による40日間の医師の治療のみの傷害であり、重傷者の定義に当てはまらないため、報告を要しない。事故報告規則第2条（事故の定義）第1項第3号（死傷事故）。

問題	解答	ポイント解説
問6	4	<ol style="list-style-type: none"> 安全規則第17条（運転者）第1項①・①の2。 安全規則第3条（過労運転の防止）第7項。 安全規則第3条（過労運転の防止）第1項・第2項。 「勤務日数及び乗務距離」⇒「勤務時間及び乗務時間」。安全規則第3条（過労運転の防止）第4項。
問7	2	<ol style="list-style-type: none"> 安全規則第10条（従業員に対する指導及び監督）第1項。 「当該事故前1年間に交通事故を引き起こした運転者」⇒「当該事故前3年間に交通事故を引き起こした運転者」。《第2章 4（1）》。 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」第2章 2（2）。 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」第2章 4（3）。
問8	2	<ol style="list-style-type: none"> 安全規則第5条の2（通行の禁止又は制限等違反の防止）第1項①。 事業用自動車の大きさに関係なく、すべての事業用自動車について、偏荷重の防止及び荷崩れ等による落下の防止のために必要な措置を講じなければならない。安全規則第5条（貨物の積載方法）第1項。 安全規則第9条（運行記録計による記録）第1項①。 安全規則第8条（乗務等の記録）第1項⑥イ。
問9	3, 4	<ol style="list-style-type: none"> 「30日以内」⇒「15日以内」。車両法第12条（変更登録）第1項⑤。 「15日以内」⇒「5日以内」。車両法第35条（許可基準等）第6項。 車両法第15条（永久抹消登録）第1項①。 車両法第11条（自動車登録番号標の封印等）第4項。
問10	1	<ol style="list-style-type: none"> 有効な保安基準適合標章を自動車に表示している場合は、自動車検査証の交付、備え付け及び検査標章の表示の規定は適用されない。車両法第94条の5（保安基準適合証等）第11項。 車両法第62条（継続検査）第5項。 車両法第61条の2（自動車検査証の有効期間の伸長）第1項。 車両総重量8トン以上の貨物用自動車のため、初回車検の有効期間は1年である。車両法第61条（自動車検査証の有効期間）第1項・第2項①。
問11	A-2 : B-1 C-2 : D-1	<ol style="list-style-type: none"> 車両法第47条（使用者の点検及び整備の義務）第1項。 車両法第47条の2（日常点検整備）第2項。 車両法第48条（定期点検整備）第1項①。

問題	解答	ポイント解説
問12	4	1. 保安基準第43条の4（停止表示器材）第1項・告示の基準。 2. 保安基準第43条（警音器）第1項・告示の基準。 3. 保安基準第9条（走行装置等）第2項・告示の基準。 4. 「自動車が時速100キロメートルを超えて」⇒「自動車が時速90キロメートルを超えて」。保安基準第8条（原動機及び動力伝達装置）第4項・第5項。
問13	2, 4	1. その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。道交法第31条の2（乗合自動車の発進の保護）第1項。 2. 道交法第53条（合図）第1項。 3. 同一方向に進行しながら進路を左方又は右方に変えるときは、その行為をしようとする3秒前に合図を行う。道交法施行令第21条（合図の時期及び方法）第1項②。 4. 道交法施行令第21条（合図の時期及び方法）第1項①・③。
問14	1, 3	1. 道交法第44条（停車及び駐車を禁止する場所）第1項②。 2. 「5メートル以内」⇒「3メートル以内」。道交法第45条（駐車を禁止する場所）第1項①。 3. 道交法第45条（駐車を禁止する場所）第1項③。 4. 「5メートル以内」⇒「1メートル以内」。道交法第45条（駐車を禁止する場所）第1項⑤。
問15	A-2 : B-1 C-1 : D-1	道交法第72条（交通事故の場合の措置）第1項。
問16	3	1. 道交法施行令第11条（一般道路の最高速度）第1項。 2. 道交法第75条の4（高速道路の最低速度）第1項・道交法施行令第27条の3（高速道路の最低速度）第1項。 3. 車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満の中型トラックの高速道路での最高速度は時速100キロメートルとなる。道交法施行令第27条（高速道路の最高速度）第1項⑤。 4. けん引される自動車の車両総重量が1,500キログラム、けん引する自動車の車両総重量が4,995キログラムで、3倍以上（ $4,995\text{kg} \div 1,500\text{kg} = 3.33 \dots$ ）の車両総重量の車両によってけん引するため、時速40キロメートルが最高速度となる。道交法施行令第12条（最高速度の特例）第1項①。

問題	解答	ポイント解説
問17	3	1. 道交法施行令第22条（自動車の乗車又は積載の制限等）第1項③ハ。 2. 道交法第57条（乗車又は積載の制限等）第1項。 3. 「当該自動車の運転者に対し、当該過積載による運転をしてはならない旨」⇒「当該荷主に対し、当該違反行為をしてはならない旨」。道交法第58条の5（過積載車両の運転の要求等の禁止）第2項。 4. 道交法第3条（自動車の種類）第1項・道交法施行規則（自動車の種類）第1項。
問18	3	1. 労基法第109条（記録の保存）第1項。 2. 労基法第19条（解雇制限）第1項。 3. 解雇の予告の規定は、次の労働者については適用しない。①日日雇い入れられる者、②2ヵ月以内の期間を定めて使用される者、③季節的業務に4ヵ月以内の期間を定めて使用される者、④試の使用期間中の者。労基法第21条（解雇の予告）第1項。 4. 労基法第15条（労働条件の明示）第1項・第2項。
問19	4	1. 労基法第32条（労働時間）第1項・第2項。 2. 労基法施行規則第16条（時間外及び休日の労働）第1項。 3. 労基法第33条（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等）第1項。 4. 使用者は、4週間を通じ4日以上以上の休日を与える場合を除き、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。労基法第35条（休日）第1項・第2項。
問20	A-1 : B-2 C-2 : D-2	1. 改善基準第1条（目的等）第1項。 2. 改善基準第1条（目的等）第2項。 3. 改善基準第1条（目的等）第3項。
問21	2, 3	1. 「13時間を超える回数」⇒「15時間を超える回数」。改善基準第4条第1項②。 2. 改善基準第4条第2項。 3. 改善基準第4条第5項。 4. 「1回が連続5分以上」⇒「1回が連続10分以上」。改善基準第4条第1項⑤。

問題	解答	ポイント解説
問22	2, 3	<p>改善基準第4条第1項④。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 最初の運転時間合計3時間に付随する中断時間は合計35分で、改善基準に適合している。次の運転時間1時間30分に付随する中断時間は1時間で、適合している。しかし、この後の運転時間が合計4時間30分となる。連続運転時間が4時間を超え、かつ、この運転時間に付随する中断時間は25分のみのため、改善基準違反となる。 2. 最初の運転時間合計4時間に付随する中断時間は合計40分で、改善基準に適合している。次の運転時間1時間に付随する中断時間は1時間で、適合している。その後の運転時間合計3時間に付随する中断時間は、10分のみで30分未満となるが、3時間運転後に乗務を終了しているため、改善基準に適合している。 3. 最初の運転時間合計4時間に付随する中断時間は合計30分で、改善基準に適合している。次の運転時間1時間に付随する中断時間は1時間で、適合している。その後の、運転時間合計4時間に付随する中断時間は20分のみで30分未満となるが、4時間運転後に乗務を終了しているため、改善基準に適合している。 4. 最初の運転時間で、運転30分の後の休憩が5分である。10分未満は中断とみなさないため、休憩5分後の運転時間1時間30分までが連続運転時間となる。連続運転時間が4時間を超え、かつ、この運転時間に付随する中断時間は25分のみのため、改善基準違反となる。
問23	2	<p>改善基準第4条第1項②。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 改善基準に定める1日についての最大拘束時間は16時間である。月曜日～金曜日までの拘束時間で16時間を超えている日はないため、最大拘束時間に違反する勤務はない。 2. 改善基準に定める1日についての拘束時間が15時間を超える回数は、1週間について2回以内である。月曜日～金曜日までのうち15時間を超える日は、火曜日（16時間）、木曜日（16時間）、金曜日（16時間）の計3回であり、改善基準に違反している。 3. 改善基準に定める勤務終了後の休息期間は、継続して8時間以上であること。月曜日～金曜日の休息期間は、すべて8時間以上であるため、改善基準に違反していない。 4. 水曜日の拘束時間は9時間である。月曜日～金曜日のうち、最も拘束時間が短い。

問題	解答	ポイント解説
問24	適：1, 3 不適：2, 4	<p>2. 不適：運転者が整備管理者に報告した場合であっても、必ず点呼時には日常点検の実施についての確認を行わなければならない。安全規則第7条（点呼等）第1項③。</p> <p>4. 不適：運行管理者が、事業者と同等の責任を負うことはない。ただし、適切な運行管理を行っていないことで交通事故が発生した場合は、厳しい処分を受ける場合がある。</p>
問25	1, 2, 3	<p>4. 平成29年中の事業用貨物自動車が第1当事者となった人身事故の類型別発生状況をみると、発生件数は17,985件であり、そのうち、「追突（8,425件）」が最も多く、全体の約半分を占めている。次いで、「出会い頭衝突（2,302件）」の順となっている。このため、適切な車間距離の確保や前方への注意を怠らないことを指導する必要がある。</p>
問26	適：2 不適：1, 3, 4	<p>1. 不適：作成した健康診断個人票は5年間保存する。衛生規則第51条（健康診断結果の記録の作成）第1項。</p> <p>3. 不適：運転者から乗務が可能であると申告があっても、健康状態に問題がありそうな場合は、安全な運行ができないと判断し、運行管理者はその運転者を乗務させてはならない。安全規則第7条（点呼等）第1項。安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項④の2。</p> <p>4. 不適：繁忙期を理由に配置替えした運転者を戻すこと自体は問題ないが、設問の場合、運転者は夜間運転業務時に、加齢に伴う視覚機能の低下が原因と思われる軽微な接触事故を起こしている。その後、改善されないまま運行管理者の判断で、繁忙期を理由に夜間運転業務に従事させることは不適切である。</p>
問27	A-1：B-2 C-1：D-2	<p style="text-align: center;">—————</p>
問28	適：1 不適：2, 3, 4	<p>2. 不適：運行記録計による記録は1年間保存しなければならない。安全規則第20条（運行管理者の業務）第1項⑩。</p> <p>3. 不適：設問の内容は、ドライブレコーダ。</p> <p>4. 不適：衝突被害軽減ブレーキは、前方の車両等に衝突する危険性が生じた場合に運転者にブレーキ操作を行うよう促し、さらに危険が高まると自動的にブレーキを作動し、衝突による被害を軽減させるためのものである。したがって、運転者には、確実に危険を回避できるものではなく、ブレーキの機能等を正しく理解させる必要がある。</p>

問題	解答	ポイント解説
問29	3	<p>改善基準第4条第1項②・③・④・⑤。</p> <p>1. 拘束時間は、1日目が16時間、2日目が13時間、3日目が13時間、4日目が14時間であり、最大拘束時間の16時間を超えているものはない。</p> <p>休息期間は、1日目が8時間、2日目が11時間、3日目が12時間であり、継続8時間未満のものはない。</p> <p>1日についての拘束時間及び休息時間は、改善基準に違反していない。</p> <p>2. 「4日間すべての日を特定日とした場合の2日を平均した1日当たりの運転時間」は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日目を特定日とした場合、「特定日と特定日の前日」の平均運転時間は、5時間。「特定日と特定日の翌日」の平均運転時間は、9.5時間。 ・ 2日目を特定日とした場合、「特定日と特定日の前日」の平均運転時間は、9.5時間。「特定日と特定日の前日」の平均運転時間は、9時間。 ・ 3日目を特定日とした場合、「特定日と特定日の前日」の平均運転時間は、9時間。「特定日と特定日の翌日」の平均運転時間は、9.5時間。 ・ 4日目を特定日とした場合、「特定日と特定日の前日」の平均運転時間は、9.5時間。「特定日と特定日の翌日」の平均運転時間は、5時間。 <p>すべての日を特定日とした場合の2日を平均した1日当たりの運転時間は、改善基準に違反していない。</p> <p>3. 連続運転時間は、1日目で既に、連続運転時間が4時間を超える運転があり、この運転時間に付随する中断時間が15分のみのため、改善基準違反となる。</p>

問題	解答	ポイント解説
問30	6	<p>「事故概要」と「事故の推定原因・事故の要因」から、再発防止策としてより直接的に有効であるかどうかを判断する。</p> <p>イ. 装飾板の取り外しの指示がなく、装飾板が視界を遮ったことで起きた事故である。そのため、装飾板等により運転者の視界を妨げるものについては、確実に取り外させるとともに、装飾板等取り付けが運転者の死角要因となることを運転者に対して、適切な指導を実施することは、同種事故の再発を防止するための対策として有効である。また、前面ガラスへの装飾板の装着は不正改造車となり、行政処分や道路運送車両法による罰則が科せられる。</p> <p>エ. 運転者は最近3年間に複数回、不注意による人身事故を起こしており、その際に必要な特別な指導を受けていなかった。そのため、安全運転のための特別な指導を行うとともに、適性診断結果を活用して、運転上の弱点について助言・指導を徹底、安全運転のための基本動作を励行させることは、同種事故の再発を防止するための対策として有効である。</p> <p>オ. 発進時に十分な安全確認を怠っていたことで起きた事故である。そのため、運転者に対して、運行開始前に直接見ることができない箇所について、後写鏡等により適切な視野の確保を図ったうえで、発車時には十分な安全確認を行うよう徹底することは、同種事故の再発を防止するための対策として有効である。</p> <p>キ. 前車に続き、安易に横断歩道上に停止したことで起きた事故である。そのため、安全運転教育において、横断歩道や交差点などの部分で停止しないよう徹底するとともに、横断歩道に接近する場合及び通過する際に、横断しようとする者がいないことを確実に確認するよう徹底することは、同種事故の再発を防止するための対策として有効である。</p>